



ご利用にあたっての注意事項

- 合同墓への焼骨の埋蔵の際は、焼骨を保管していた骨つぼ等から当該焼骨を取り出し、直接埋蔵します。
- 埋蔵後は、焼骨を取り出すことはできませんので、申請にあたっては、ご家族などで十分にご相談・ご検討ください。
- ◆ 申請相談は「申請及び申請相談先」において随時行っております。なお、焼骨の埋蔵（納骨）期間は、5月から10月としております。

ご利用できる方（使用要件）

合同墓の使用条件は、次のいずれかに該当する方で、かつ、市税の滞納がない方です。

- 申請時において市内に住所または本籍を有する方
- 市内に住所または本籍を有していた方の焼骨を埋蔵しようとする方

※生前予約も受け付けます。

（詳細については「生前予約について」をご覧ください）

使用料

- 1体につき 30,000円

※申請者が市外に住居の場合は、1体につき 50,000円（使用料は前納とし、支払いは1回限りです）

※納入後に合同墓を使用しなくなった場合でも使用料の還付はできません。

※維持管理費は不要です。



美唄市光珠町3区 美唄斎苑（美唄市火葬場）の西側

納骨・お参りの際の注意事項

- 埋蔵（納骨）にあたり、供花や供物を添えたり、お経を唱えることはできませんが、モニュメントに直接、線香、ロウソク等を置かないでください。
- 焼骨以外を納めることはできません。
- 骨つぼをはじめ、供花、供物など、持参された物は全てお持ち帰りいただきます。
- お参りはいつでもできますが、降雪期の除雪は行っておりません。
- お墓参りの際は、他の墓参者に配慮して、お互い譲り合ってお参りください。

申請及び申請相談先

美唄市 市民部 生活環境課環境係（1階6番窓口）

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1-1

☎ 0126-62-3131（代表）

受付時間 8時45分～17時15分まで（土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く）

「天空に還る丘」 憩いと安らぎの合同墓

申請から埋蔵(納骨)までの手続きについて

- STEP - 1

市が申請方法について、申請者に個別説明
合同墓の利用をご希望の方は、美唄市役所の生活環境課までお
越しください。
- STEP - 2

申請書及び添付書類の提出
申請者が申請書に必要書類を添付して提出します(申請時に埋
蔵希望日を聞き取ります)。
- STEP - 3

納付書の送付
市が申請内容を審査後、合同墓使用料の納付書を送付いたしま
す。
- STEP - 4

合同墓使用許可証の交付(送付)
市が合同墓使用料の納付を確認でき次第、合同墓使用許可証を
交付いたします。
- STEP - 5

埋蔵(納骨)の実施
埋蔵(納骨)予定日に合同墓へお越しいただきます。
◆埋蔵時は係員が立ち合いますが、埋蔵は申請者などご自身で
行っていただきます。
◆墓前における市主催の宗教的儀式は行いません。

私たちは、四季折々の田園風景や樺戸山系の山並みなど、
すばらしい自然につつまれた「ふるさと美唄」の美しい景色を望む
この「丘」の上に、合同墓をつくりました
ふるさととの雄大な空に向い飛翔していく魂を表現したモニュメン
トがあるこの「丘」が、皆様にとって心安らぐ場となることを願っ
ています

申請に必要な書類等 ◆ 必要書類は使用条件によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

- ア 合同墓使用許可申請書
- イ 申請者の住民票
- ウ 市税の納付状況確認用の同意書(申請者が市外に在住の場合は、
居住地の市町村民税の納税証明書が必要です)
- エ 焼骨の確認書類(右のうちいずれか1通)
オ 市内に住所または本籍を有していた方の焼骨を埋蔵しようとする場
合は、この方が過去に美唄市に住所または本籍を有していたことを
証明できる書類(戸籍等)
- カ 印鑑(スタンプ印不可)

焼骨の確認書類	
・初めて納骨する場合	火葬許可証(火葬時に交付済み)
・市内の寺院の墓地や納骨 堂から改葬する場合	収蔵証明書 (墓地や納骨堂の管理者が発行するもので、 改葬手続きに使用します)
・市外の墓地や納骨堂から 改葬する場合	改葬許可証 (墓地や納骨堂の所在する市町村が交付)

生前予約について

本市の合同墓は生前予約も可能です。申請にあたっては、申請者の焼
骨を埋蔵する「埋蔵責任者」を定めておく必要がありますので、埋蔵責
任者になれる方とよくご相談のうえ、申請してください。

◆申請に必要なものは次のとおりです。

- ア 生前予約使用許可申請書
- イ 申請者の住民票(本籍が記載されているもの)
- ウ 市税の納付状況確認用の同意書
- エ 埋蔵責任者の住民票(本籍の記載は不要)
※埋蔵責任者の市税の納付状況は確認しません。

◆申請の手続きについて

- (1) 市が申請方法について、申請者に個別説明
- (2) 申請者が申請書に必要書類を添付して提出
- (3) 市が申請内容を審査後、合同墓使用料の納付書を送付
- (4) 市が合同墓使用料の納付を確認でき次第、合同墓生前予約使
用許可証を交付